

山梨工業会東京支部規約

山梨工業会東京支部（以下「当支部」という）は、一般社団法人 山梨工業会定款に則り、当支部活動を円滑に推進するため、次の通り山梨工業会東京支部規約（以下「当規約」という）を定める。

第1章 総則

(目的) 第1条 当支部は山梨工業会の支部として活動するものとし、会員の繁栄と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会員

(会員) 第2条 当支部の会員は東京都内に在住もしくは在勤する山梨工業会社員とする。尚、**山梨工業会社員で当支部役員会（以下「役員会」という）が認めた者は、会員とすることができる。**

第3章 役員および職務

(役員) 第3条 当支部に次の役員をおき、監事を除く全ての役員を理事（兼務）とする。

支部長	1名	副支部長	5名以内
理事	30名以内	監事	若干名（理事を兼務することはできない）
事務局長	1名	事務局次長	若干名

(役員を選出)

第4条 役員を選出は以下の方法による。

支部長	理事の互選により選出する。	副支部長	理事の中より支部長が指名する。
理事	総会において選出する。	監事	総会において選出する。
事務局長、事務局次長	理事の中より支部長が指名する。		

(役員任期、改選)

第5条 役員任期は2年間とし、重任を妨げない。役員改選は総会による。

(役員職務)

第6条 役員職務は次の通りとする。

支部長は当支部を代表し、総会・役員会を召集すると共に当支部の会務を総括する。

副支部長は支部長を補佐し、必要に応じてこれを代行する。

役員は役員会を構成し、当支部の業務を決定・執行する。また、総会の議案を作成し、総会に提案する。

監事は役員会に出席し、業務の執行状況並びに財産・会計の状況を監視し、総会において決算書の監査結果を報告する。

事務局長並びに事務局次長は、会務を運営する。

(顧問) 第7条 役員会が推薦し当支部総会（以下「総会」という）の承認を得て、顧問をおくことができる。顧問は当支部長経験者または**当支部に特に功労のあったもの**とする。

(顧問の任務)

第8条 顧問の任務は、支部長からの諮問に応えるものとする。

第4章 総会

(総会) 第9条 総会は年1回定期に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(議事) 第10条 総会は、事業報告・事業計画・決算案・予算案の承認、理事・監事の選出、その他重要事項を審議し決定する。

(議決) 第11条 総会の議決は、出席者の**過半数**の賛成をもって決する。

第5章 会計

(経費) 第12条 当支部の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費) 第13条 会員は年会費を納入するものとする。年会費の額は、役員会において決定する。

(会計年度)

第14条 当支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

(当規約の改廃)

第15条 当規約の改廃・変更は、総会における出席者の過半数の賛成により決する。

(施行日) 第16条 当規約制定 1979年(昭和54年)6月

改定 2015年(平成27年)6月20日

主たる規約改定事項

- 1、 一般社団法人 山梨工業会定款 第3条に「理事会の決議を経て必要の地に支部をおくことができる」とあり、別紙に「山梨工業会支部一覧」があるので、当支部はこれを受けて規約を制定することとした。従って、前文を設け、第1条「名称」は削除した。
- 2、 規約を理解しやすくするために「章立て」とし、また、「各条」の内容を把握しやすくするため、()の位置を変更した。
- 3、 第3条(新・第2条) 同定款 第6条に「当法人は、正社員、客員社員、学生社員をもって社員とする」とあるので、「山梨工業会社員」という言葉を用いた。但し、当支部については従来通り「会員」とした。
- 4、 第4条(新・第7条) 「特別会員」を削除した。顧問は当支部長経験者または当支部に特に功労のあったものとするに修正した。
- 5、 第5条(新・第3条)は実態に合わせ、以下のように変更した。
副支部長を「5名以内」に、理事を「30名以内」に、監事を「若干名」に変更。「事務局 若干名」を「事務局長 1名」「事務局次長 若干名」に変更。監事を除く全ての役員は理事(兼務)とする旨明記。「幹事」を削除。
- 6、 第6条(新・第4条) 「事務局長、事務局次長は、理事の中から支部長が指名する」を追記した。また、幹事の職務を削除した。
- 7、 第7条(新・第5条) 役員の変更を、「6月とする」から「総会による」に変更した。
- 8、 第8条(新・第6条)を以下のように変更した。 支部長の職務に「役員会」の召集を追加。事務局の職務を「事務局長、事務局次長」の職務に変更。
総会関係を「総会の議案を作成し、総会に提案する」と簡潔に記述。
- 9、 第9条に記述のあった「顧問の任務」を新・第8条に移した。
- 10、 第10条の「クラス代表」の条文は、実態に合わせ削除した。
- 11、 第11条は、「(総会) 新・第9条」、「(議事) 新・第10条」、「(議決) 新・第11条」に分割記載した(分かりやすくするため)。
以下内容の変更をした。
従来「定期総会は事業報告、決算案の承認、理事・監事の選出、その他支部運営に関する重要事項を審議し決定する」となっていたものを、新・第10条では「総会は、事業報告・事業計画・決算案・予算案の承認、理事・監事の選出、その他重要事項を審議し決定する。」に変更。
総会の議決を「3分の2」から「過半数」に変更。
- 12、 第15条(新・第15条) 「規約の改廃は総会の決議による」となっていたものを、「過半数の賛成」に変更する。